

平成 23 年 4 月 27 日

会 社 名 株式会社神戸製鋼所  
(URL <http://www.kobelco.co.jp>)  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 廣士  
(コード番号 5406 東証・大証・名証)  
問合せ先 秘書広報部 広報担当部長  
大井 敬一  
(TEL 03-5739-6010)

### 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 21 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針を改定する対応方針（以下、当該改定後の対応方針を「原方針」といいます。）を決定し、同日付で公表いたしました。原方針中の当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「原プラン」といいます。）につきましては、平成 21 年 6 月 24 日開催の当社第 156 回定時株主総会において、賛成多数により承認されました。その有効期限は平成 23 年 6 月に開催予定の当社第 158 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとなっております。

その後、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策を巡る諸々の動向および議論の進展等を踏まえ、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての原方針の延長の是非も含め、その在り方について更なる検討を行なってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成 23 年 4 月 27 日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、原方針を一部見直した上継続する内容の当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を採用することを決定いたしましたので、お知らせいたします。本対応方針につきましては、当社監査役 5 名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行なわれることを前提として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針中の、原プランに代わる新しいプラン（以下、「本プラン」といいます。下記 3.をご参照下さい。）につきましては、本定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることといたします。かかる承認が得られた場合、本プランは、本定時株主総会の終了後に開催される最初の取締役会の終了時に発効することといたします。有効期限は平成 25 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします（ただし、当該取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合に

は、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。)

なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、原方針同様、独立委員会を設置します。独立委員会の役割については下記3.(2)および別紙2をご参照下さい。なお、独立委員会の委員は、本定時株主総会にて本プランの承認があった後に開催される最初の取締役会において正式に選任されるものとします。その候補者は次のとおりです。

委員 土肥 孝治 (どひ たかはる)

(略 歴) 昭和33年4月 検事任官  
平成5年7月 大阪高等検察庁検事長  
平成7年7月 東京高等検察庁検事長  
平成8年1月 検事総長  
平成10年6月 退官  
平成10年7月 弁護士登録 (現在に至る)

委員 加護野 忠男 (かごの ただお)

(略 歴) 昭和45年3月 神戸大学経営学部 卒業  
昭和54年4月 神戸大学経営学部 助教授  
昭和63年11月 神戸大学経営学部 教授  
平成10年4月 神戸大学経営学部 学部長  
平成11年4月 神戸大学大学院経営学研究科 科長 教授  
平成23年4月 神戸大学大学院経営学研究科 名誉教授 (現任)  
甲南大学特別客員教授 (現任)

委員 (新任) 竹本 正道 (たけもと まさみち)

昭和42年4月 日東電工株式会社 入社  
平成9年6月 日東電工株式会社 取締役  
平成12年6月 日東電工株式会社 常務  
平成13年4月 日東電工株式会社 社長  
平成20年4月 日東電工株式会社 会長  
平成22年6月 日東電工株式会社 相談役 (現任)

委員 北畑 隆生 (きたばた たかお)

(略 歴) 昭和47年4月 通商産業省 入省  
平成10年6月 資源エネルギー庁石炭・新エネルギー部長  
平成12年6月 通商産業省大臣官房総務審議官  
平成14年7月 経済産業省大臣官房長

平成 16 年 6 月 経済産業省経済産業政策局長  
 平成 18 年 7 月 経済産業省事務次官  
 平成 20 年 7 月 経済産業省 退官  
 平成 22 年 6 月 当社社外取締役（現任）  
 丸紅株式会社社外監査役（現任）

※ 北畑氏は、昨年 6 月 23 日に当社社外取締役に就任し、同日、独立委員会の委員に就任いたしました。北畑氏は本定時株主総会において選任をお諮りする社外取締役候補者です。

委員（新任） 山内 拓男（やまうち たくお）

昭和 40 年 4 月 中部電力株式会社 入社  
 平成 9 年 6 月 中部電力株式会社 取締役  
 平成 13 年 6 月 中部電力株式会社 常務取締役  
 平成 15 年 6 月 中部電力株式会社 取締役副社長  
 平成 19 年 6 月 中部電力株式会社 顧問（現任）

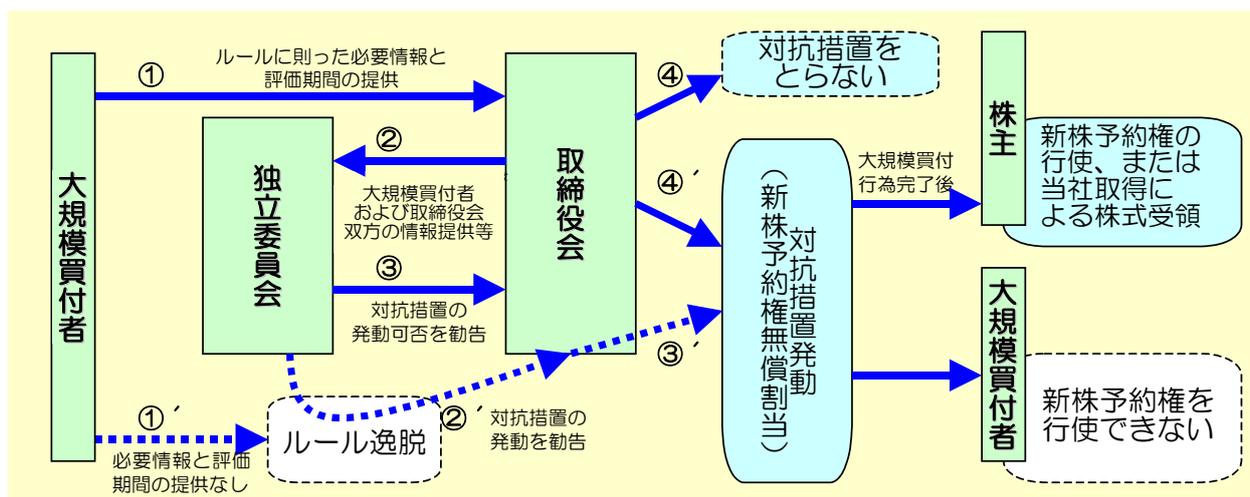
※ 山内氏は、本定時株主総会において選任をお諮りする社外取締役候補者です。

現在、独立委員会の委員である津村準二氏（現東洋紡績株式会社相談役）、中野淳司氏（現当社社外取締役）は原プランの期間満了時に委員を退任する予定です。

なお、平成 23 年 4 月 27 日現在において、当社株券等について、大規模買付行為の具体的提案はなされておりません（当社の大株主の状況は別紙 1 のとおりです。）。

以上

参考：模式フロー図



- ・ ルール遵守の場合は、原則として①→②→③→④
- ・ ルール逸脱の場合は、原則として①'→②'→③'

## 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連など様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM&A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに半年を超えて交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意無く行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を

当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社グループでは、中長期の経営指針として平成22年4月に策定した「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」の実現に向け、現在、様々な取組みを続けています。このビジョンは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術を更に融合することにより、

- ・ グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・ 安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・ 株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループでは、このようなグループ像に向けて、まず、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底し、その上で、以下の基本方針のもと、新しい価値の創造とグローバルな成長を目指してまいります。

#### <中長期経営ビジョンの基本方針>

このグループ像を目指す為の基本方針は次のとおりです。

#### (i) オンリーワンの徹底的な追求

オンリーワン製品・技術・サービスについて、既存のものは、市場での地位向上、採算向上に継続して注力するとともに、新たなオンリーワンの創出を追求してまいります。

加えて、当社グループならではのサービス、すなわち、事業としてのアフターサービスはもちろんのこと、変化する顧客のニーズを常に発掘・捕捉し、より良い製品・技術として反映することにより、顧客満足度を向上させてまいります。

また、顧客・社会の志向と歩調を合わせ、既存ビジネスにとどまらず、その更に川下の領域や、次世代製鉄法のような川上の領域にも事業展開することを積極的に追求し、付加価値を飛躍的に向上させることも狙ってまいります。

#### (ii) ものづくり力の更なる強化

「ものづくり」とは、企業理念である「信頼される技術、製品、サービスを提供します」を実践するための「営業・マーケティング～開発・設計～調達～製造・生産」といったトータルの活動であり、また、「ものづくり力」とは「“永続的に”信頼される技術、製品、サービスを提供する力」であるとともに、成長のための「エンジン」でもあると定義し、この当社グループの競争力の源泉であるものづくり力の強化に、グループ全体で取り組んでまいります。

### (iii) 成長市場への進出深化

成長する新興国市場を中心に、需要の拡大する地域・分野を追いかけ、その特性に見合った事業展開を行なってまいります。また、オンリーワンの技術・サービスをもって、国内外の成長分野である環境・資源・エネルギー向けの取組みを加速させてまいります。

### (iv) グループ総合力の発揮

グループ内の知恵・アイデア・ノウハウを一層集積・流通させ、新たな価値を創造してまいります。

また、グループ横断プロジェクト活動による総合技術力・提案力の向上、技術融合による新たなオンリーワン創出、「KOBELCO」ブランドの定着など、グループ内に横串を通す活動を推進することにより、総合力の強化に取り組んでまいります。

加えて、事業環境が激しく変化する中、事業基盤の強化・変革を担うことのできる人材、グローバルな事業展開にも対応可能な人材を計画的に育成してまいります。

### (v) 社会への貢献

地域社会や環境保全への貢献を中心に、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、地球温暖化問題に対しても、事業活動を通じて貢献してまいります。また、コンプライアンスに対する「感度」の高い企業風土をグループ全体で醸成してまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、実効性の高い内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力を挙げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

## 3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記 1. で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保と向上のために、以下に定める大規模買付ルールを策定するものとし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき、一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）をもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

### (1) 本プランの趣旨

本プランは、当社株券等（下記注 2 に定義します。以下同じです。）に対する(i)持株割合（下記注 1 に定義します。以下同じです。）が 15%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、および(ii)結果として持株割合が 15%以上となる当社株券等の公開買付け（以下「大規模買付

行為」といいます。)が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを、大規模買付行為を行ない、または行なおうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討や評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで当該大規模買付行為が開始されないことを確保するものです。

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会は対抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は検討期間の終了により大規模買付行為を開始できることとなります。一方、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、および、遵守した場合でも当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守るため必要と判断する場合には、当社取締役会は対抗措置を発動することがあります。なお、この検討期間は、下記(4)に定める所定の条件に従い延長される場合があります。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に準拠し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

(注1)「持株割合」とは、上記(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、上記(ii)の大規模買付行為については、大規模買付者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

なお、持株割合の算出に当たり、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)については、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注2)「当社株券等」とは、上記(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいい、上記(ii)の大規模買付行為については、同法第27条の2第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいいます。

## (2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を別紙2に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が大規模買付行為の是非を判断するのに十分か否かの判断ならびに下記(5)、(6)および(8)に記載する対抗措置の発動ならびに中止などの可否についての当社取締役会への勧告をはじめとして、別紙2に記載する事項に

ついて審議および決議を行いません。なお、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を發動すべき旨を勧告する場合には、独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを決議要件とし、当社に対して善管注意義務を負う社外取締役の判断が独立委員会の勧告に反映される仕組みを確保しております。

### (3) 本必要情報の提供

#### (a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続きに従って提供していただきます。

#### (b) 求める情報

##### 1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、原則として下記2)に例示する項目としますが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なり得るため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報のリスト（以下、「本必要情報リスト」といいます。）により定めることといたします。ただし、当社が大規模買付者に提供していただく情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

##### 2) 本必要情報の具体的内容（例）

- ① 大規模買付者およびそのグループ会社その他の関係者の概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付けを予定する持株割合を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
- ④ 買付対価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金または保証・信用等の供与者の有無、名称その他の概要を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、（設備）投資計画、資本政策、配当政策、財務計画および資産活用策
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させることの具体的な根拠
- ⑧ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無

## および内容

### (c) 本必要情報提供に係る手続き

#### 1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいた上、本プランに従う旨を誓約していただきます。

#### 2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報リストを大規模買付者に交付いたします。

#### 3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の検討および判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、当社取締役会は大規模買付者に追加的に情報提供を求めることがあります（ただし、独立委員会は、大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要な水準を超える情報開示を大規模買付者に対して要求し、または、大規模買付者に対して延々と本必要情報の提供を求めるなど、上記(a)に記載する趣旨を逸脱した運用を行なわないこととします。）。独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、当社は適時適切な方法によりその旨の開示を行ないます。

大規模買付行為の意向表明があった事実およびこれに関連する事項につきましては、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、大規模買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

### (4) 当社取締役会および独立委員会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い、独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨を当社が開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) 上記(i)以外の大規模買付行為の場合は90日間を、それぞれ当社取締役会および独立委員会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保いたします。

なお、買付行為評価期間の開始および終了時には、それぞれ法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家などの助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報の検討評価を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善に向けて真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が当社取締役会に提供した本必要情報と当社取締役会が独立委員会に独自に提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものいたします。

また、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断する場合には、買付行為評価期間を当初の期間に加え最大 60 日を上限として延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると判断した理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表を行ないます。

#### (5) 大規模買付行為がなされたときの対応

##### (a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(7)に記載する対抗措置をとることといたします。

##### (b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

###### 1) 基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示などを行なうにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の提案ならびに当社取締役会が提示する当該提案に対する意見および代替案などをご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(7)に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記 2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

## 2) 対抗措置をとる場合

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者に移譲させる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に当社の資産を買付資金の供与者に対する担保に供することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産などを売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に事業再編の一環として当社の資産の一部を売却等処分することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買取（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を最初の買付けより不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けなどの株券等の買付けを行なうことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ（軽微な毀損は除きます。）、その結果、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

## (6) 対抗措置の発動手続き（公正性の担保）

上記(5)に記載の、本プランに則って一連の手続きが行なわれたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行な

います。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。

#### (7) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記(5)および(6)に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（大規模買付者の特定株主グループ（下記注に定義します。）に属する者を含みます。以下、本(7)において同じです。）は新株予約権を行使できないことを含め、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様へ割り当てることとし（以下、「本新株予約権無償割当て」といいます。）、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

(注) 「特定株主グループ」とは、上記(1)(i)の大規模買付行為については、当社株券等の保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいい、上記(1)(ii)の大規模買付行為については、当社株券等の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいいます。）を行なう者およびその特別関係者、ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいいます。

#### (a) 本新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる本新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除きます。）1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

#### (b) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権 1 個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行ないます。

#### (c) 本新株予約権無償割当てが効力を生じる日

本新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は本新株予約権 1 個当たり 1 円とします。

(e) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当てが効力を生じた日から 120 日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

大規模買付者は本新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者も本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から 10 日を経過した後でなければ行使できないものとします。

適用ある法令（外国の法令を含みます。以下、本(g)において同じです。）上、本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行または所定の条件の充足が必要とされる場合には、当該手続きまたは条件がすべて履行または充足されたと当社が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。なお、本新株予約権を行使するために当社が当該手続きまたは条件を履行または充足することが必要とされる場合でも、当社はこれを履行または充足する義務を負いません。また、本新株予約権の行使が法令上認められない場合には、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。また、当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権 1 個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができるものとします。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。

(i) 端数の切り捨て

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数または本新株予約権の取得の対価として交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当てに際して当社取締役会にて別途定めるものとします。

(8) 対抗措置の発動の中止など

独立委員会は、本新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議された後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権無償割当てまでの間は、本新株予約権無償割当ての中止を、本新株予約権無償割当ての後においては本新株予約権の無償取得を行なう旨の勧告を含む、新たな勧告を行なうことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、または、(b) 上記(6)の勧告の判断の前提となった事実関係などに重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者による大規模買付行為が上記(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても本新株予約権無償割当てを行なうこと、もしくは本新株予約権を行使させることが相当でないと、独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得などを行なうか否かについて決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要、その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに公表を行ないます。

(9) その他

(a) 言語

本プランに基づく当社への本必要情報の提供、その他の当社への通知および連絡は日本語により行なわれるものといたします。

(b) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、平成 23 年 6 月に開催予定の当社第 158 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）でご承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものといたします。

(c) 本プランの発効日と有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては本定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたします。

本プランは本定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、かかる承認があった後に開催される最初の取締役会の終了時に発効いたします。本プランの有効期限は平成 25 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成 25 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(d) 法令の改正などによる修正

本対応方針で引用する法令の規定は平成 23 年 4 月 27 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

#### 4. 株主および投資家の皆様にご与える影響など

(1) 本プラン発効時に株主および投資家皆様にご与える影響

本プラン発効時には、新株予約権無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、本新株予約権無償割当てを行なうことがあります。本新株予約権の仕組み上、当社株主の皆様（本プランにより本新株予約権を行使することができない大規模買付者およびその特定株主グループに属する者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が本新株予約権無償割当てを決定した場合には、適用される法令および関連する金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行ないます。

(3) 対抗措置発動の中止時に株主および投資家皆様にご与える影響

上記 3.(8)に記載のとおり、独立委員会は、本新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議された後においても、本新株予約権無償割当てまでの間は、本新株予約権無償割当ての中止を、本新株予約権無償割当ての後においては、本新株予約権の無償取得を行なう旨の勧告を含む、新たな勧告を行なうことがあります。

なお、本新株予約権無償割当ての決議がなされた後、本新株予約権無償割当てが中止され、または本新株予約権無償割当ての後に全ての本新株予約権が当社により取得された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### (4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

##### (a) 本新株予約権の申込手続き

本新株予約権は、本新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様割り当てられ、割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当てが効力を生じる日において当然に新株予約権者となることから、特段の手続きは必要ありません。

##### (b) 本新株予約権の行使手続き

株主の皆様が本新株予約権を行使する場合には、本新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれては権利行使期間内に本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んでいただく必要があります。

当社取締役会が本新株予約権を当社株式をその対価として取得することを決議した場合には、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになります。

### 5. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものでないことについて

#### (1) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社グループにおける企業価値、ひいては株主共同の利益の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであり、株主の皆様は、現在の経営者によるかかる取組みを容認するか否かについて、取締役の選解任権の行使を通じて、そのご意思を表明することができます。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであります。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。大規模買付者に対して大規模買付行為に関する

情報を当社取締役会に事前に提供させること、一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求めていること、およびこれらを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることは、いずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様に保障するための手段として採用されたものであります。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

## (2) 当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社グループによる企業価値、ひいては株主共同の利益の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制ならびにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらし、ひいては株主共同の利益につながるものです。

また、本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されることとなるのであって、本プランは当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様の承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。また、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

## (3) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制は、すべて株主総会を頂点として構成されております。当社は取締役の任期を1年としており、任期期差制や解任のための株主総会決議要件の加重なども一切行なっておりません。また、上記3.(9)(c)に定めるとおり、本プランは、有効期間中であっても当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、その時点で廃止されることとなっております。したがって、1回の株主総会で取締役の選解任を行ない、その後の取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

また、本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付者が遵守すべき情報提供などのルールや、必要に応じて当社がとるべき対抗措置の内容および手続きを定めるものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する条件および手続きを事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行なわれます。

さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、これに対する対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

以 上

別紙 1 大株主の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

順位	株 主 名	当社への出資状況	
		株 式 数	出 資 比 率
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 126,591	% 4.21
2	日本生命保険相互会社	119,045	3.96
3	新日本製鐵株式会社	107,345	3.57
3	住友金属工業株式会社	107,345	3.57
5	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	100,493	3.34
6	株式会社みずほコーポレート銀行	64,669	2.15
7	三菱UFJ信託銀行株式会社	52,333	1.74
8	エスエムビーティ ー オーディー05 オムニバス アカウ ントートリーティ ー クライア ンツ	52,137	1.73
9	株式会社三菱東京UFJ銀行	47,348	1.58
10	双日株式会社	45,016	1.50
	計	822,322	27.36

1. 当社は、平成 23 年 3 月 31 日現在、自己株式 109,033 千株を保有しております。

注) 数値は、株数は単位未満で四捨五入、持分比率は小数点第 3 位で四捨五入をしております。

以 上

## 別紙 2 独立委員会の概要

### 1. 構成

独立委員会の構成員数は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者と最低1名の社外取締役によって構成されることとし、当社取締役会が委員を選任するものいたします。独立委員会は、互選により、委員の中から1名を独立委員会の委員長に選任するものいたします。

### 2. 任期

委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終了のときまでとし、当該委員が再任されることを妨げないものいたします。

### 3. 権限および責任

独立委員会は、下記①から⑧までに記載する事項について審議および決議を行ない、下記⑤から⑦までについては、当該決議に基づき当社取締役会に対して勧告を行なうものいたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的な決定を行ないます。

- ① 大規模買付者の提供した情報が大量買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものであるか否か
- ② 本必要情報提供期間の延長が必要か否か
- ③ 本必要情報の全部または一部を公表するか否か
- ④ 買付行為評価期間の延長が必要か否か
- ⑤ 本プランに定める手続きが遵守されたか否か
- ⑥ (大規模買付者が提供した本必要情報および当社取締役会が独自に提供した情報の分析および評価を踏まえた上で) 対抗措置をとるべきか否か
- ⑦ 対抗措置の中止などを行なうべきか否か
- ⑧ その他当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保と向上に関連する事項であって当社取締役会が諮問した事項

### 4. 決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の現任委員が全員出席し、その過半数をもって行なうことといたしますが、独立委員会がやむをえないと認める場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、当該出席した委員の過半数をもって行なうこともできるものとします。ただし、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当該勧告決議には独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものとします。

### 5. その他

- ① 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

- ② 独立委員会は、大規模買付者による提案が行なわれない場合であっても、半期に1回、定時委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取り巻く環境、事業の概況など上記3.に記載の決議を行なうために必要な情報の収集および共有を行なうことといたします。

以 上